

令和4年第8回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年8月25日 開会

令和4年8月25日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和4年第8回教育委員会定例会

令和4年8月25日（木）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 行事報告

4 報告事項

報告第38号 令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和4年8月分）について

報告第39号 いじめ状況等に関する調査結果について

報告第40号 令和4年度全国学力・学習状況調査結果について

報告第41号 新型コロナウイルス感染症対策のための町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正について

5 議案審議

議案第12号 令和5年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書の採択について

議案第13号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて

議案第14号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて

6 その他

7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長 鎌 田 章 宏

主幹 横 山 芳 徳

学校教育グループ長 石 井 秀 紀

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより令和4年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎横山主幹

それでは、お手元にお配りしております行事報告につきまして、主な行事について説明を申し上げます。対象期間は、7月22日から本日8月25日までです。7月26日、事業の中止のご報告でございます。7月の26日の火曜日から28日の木曜日の日程で3年ぶりの開催を予定しておりました、児童生徒母村訪問交流研修事業ですが、新型コロナウイルス感染者数が北海道のみならず全国的に増加傾向となり、研修実施に係る感染リスクが高まったことを受け、研修団団長とともに協議した結果、22日の日に、やむなく中止の決定ということで本年度につきましても中止という結果になりました。続きまして、7月31日でございます。しんとつかわふるさとまつりと日程的に重複しておりましたが、吉野のかぜのびで第5回かぜのびコンサートが開催されました。約70人の聴衆が集まりまして、五十嵐先生の大作、体育館にございます「ゆ・ふ・る・じ」から、弦楽四重奏団ブルームーンストリングスが奏でる映画音楽などを楽しまれました。8月14日でございます。

サンウッドパークゴルフ場にて第14回教育長杯パークゴルフ大会が開催されました。

57の方が参加されております。行事報告のほうには掲載ございませんが、各種大会の成績の報告をさせていただきます。6月11日に開催されましたピアノの第16回ベーテコンクール北海道地区予選において小学校4年生の小野ひかりさんが優秀賞となったということで報告がございました。こちらにつきましては、9月11日に札幌市で開催される全道大会に相当します北海道地区本選に進出が決まったということでございます。

続きまして、7月23日に千歳市で開催されました第4回北海道中学校剣道選手権大会

に、尚武館から中学2年生の高橋一絆さんが出場し優勝されまして、北海道選抜選手とされました。また、8月7日に札幌市で開催された第71回北海道少年剣道錬成大会兼第64回赤胴少年剣道錬成大会の団体戦において、こちらも尚武会の団体チームが優勝しまして、個人、団体それぞれの代表として、9月18日に大阪市で開催されます第17回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会、こちらのほうに、それぞれ出場が決まったということでございます。結果の報告でございます。7月28日、29日に東京都で開催されました第56回全国道場少年剣道大会に、町の尚武会から小学校2チーム、中学校2チーム、中学生2チームが出場いたしまして、いずれも1回戦敗退という結果になってございます。7月30日に札幌市で開催されたホクレン旗争奪第40回北海道少年軟式野球選手権大会にホワイトベアーズが出場し、こちらも1回戦敗退という結果になっております。8月8日に函館市で第41回全日本ジュニアバドミントン選手権大会が開催されまして、こちらのほうに女子シングルスに賀川柚音さんが参加されまして、3回戦敗退となりましたが、ベスト8ということで結果を残されております。また、皆様のお手元に、行事報告の別紙で中学校体育大会の結果について別途お配りしておりますのでご覧いただければと思います。卓球、バドミントン、剣道、吹奏楽が、それぞれ全国及び全道大会へ進出しておりますが、その中で剣道につきましては、2年生の小林愛依さんが全道大会で優勝し、去る8月21日に釧路市で開催された全国大会に出場されております。結果につきましてはベスト32という結果になっております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第38号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年8月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校の2年生女子が1人増で39人、2年生の計65人、4年生男子が1人増で20人、4年生の計46人、小学校全体で326人の在籍で2人増でございます。中学校は異動はございませんでした。小学校326人、中学校151人、合わせて477人の在籍で2人増でございます。特別支援につきましても、異動はございませんでした。以上、報告第38号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第38号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第38号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第38号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年8月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第39号いじめの状況等に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。内容は、別紙のとおりとしまして、6ページの報告第39号別紙をご覧ください。この調査は、各学校におけるいじめの問題の実態把握、認知したいじめに対する対応状況及びいじめの問題への取組状況について把握し、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組につなげるため実施されるものでございます。児童生徒を対象に、いじめの実態を把握するためのアンケート調査を実施しております。その中で4月から今日までいじめられたことがある、嫌な思いをしたことがありますかの設問で、あると回答した人数につきましては、小学校が36人、中学校が11人で、小中学校合計で47人となっております。また、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますかの設問に対しては、そう思うと回答した人数は、小学校は254人、中学校は128人、よくわからないと回答した人数は、小学校は7人、中学校は11人、無回答が小学校60人、中学校0人という結果になってございます。下段の棒グラフにつきましては、現在、小学5年生から中学3年生について、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますかの設問で、そう思うという意識が進級に伴ってどのように推移しているかを表したものでございます。学年ごとの変化はありますが、小学校、中学校におきましては、アンケートの結果を検証し、児童生徒の普段の様子に注意を向けながらいじめの防止に取り組んでいるところでございます。以上、報告第39号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第39号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第39号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第39号いじめの状況等に関する調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第40号令和4年度全国学力・学習状況調査結果について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書7ページをお開き願います。内容は別紙のとおりとしまして8ページをお開き願います。7月28日に公表されました調査結果の概要をご報告いたします。1調査の目的は、1つ目として、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。2つ目として、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。3つ目として、以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するというものでございます。2調査の対象は、小学校第6学年及び中学校第3学年でございます。3調査の内容は、教科に関する調査は、小学校が国語、算数、理科、中学校が国語、数学、理科でございます。また、質問紙による調査も行っております。4調査の方式は、悉皆調査で、全児童生徒が対象でございます。5調査期日は、令和4年4月19日火曜日でございます。6参加状況は、新十津川小学校49人、新十津川中学校43人でございます。なお、当日の欠席者は、新十津川小学校が5人、新十津川中学校が3人でございます。7教科に関する調査の結果でございますが、(1)正答率及び正答数につきましては、この表は、平均正答率と平均正答数について、小学校と中学校に分けて全道平均、全国平均との比較を表しております。表の中の下2行の比較の欄でございますが、全道又は全国の平均を上回ったものは◎が記載されております。

今回は、小学校の国語、中学校の理科が全道平均及び全国平均を上回っております。

また、小学校の理科は、全道平均と同じとなっております。これ以外の小学校の算数、中学校の国語、数学は、全道、全国平均を下回る結果となっております。(2)標準化得点比較につきましては、全国の平均正答数を100とした場合の新十津川町の小学校、中学校の得点でございます。表の1番下段が今年度の得点でございます。小学校の国語、小学校、中学校の理科が100点以上となっておりますが、小学校の算数、中学校の国語、数学は100未満の結果となっております。9ページの(3)学習指導要領の内容別平均正答率では、小学校の国語は、書くこと、言葉の特徴や使い方に関する事項、我が国の言語文化に関する事項は全道、全国の平均正答率を上回る結果となっております。小学校の算数は、全ての項目が全道、全国の平均正答率を下回る結果となっております。小学校の理科は、エネルギーを柱とする領域以外の項目が全道、全国の平均正答率を上回る結果となっております。10ページをお開き願います。こちら中学校の状況を表した表でございます。中学校の国語は、我が国の言語文化に関する事項が全道、全国の平均正答率より上回った結果となっております。中学校の数学は、関数が全道、全国の平均正答率より上回った結果となっております。中学校の理科は、生命を柱とする領域以外の項目が全道、全国の平均正答率より上回った結果となっております。11ページの(4)児童生徒質問紙の結果の経年変化の状況でございますが、学習習慣、学習環境等の質問では、家で自分で計画を立てて勉強をしていますかの質問に、よくしていると回答した小学生は20.8%、中学生は16.3%で、ともに前回よりは減少しております。学校の授業時間以外に普段1日当たりどれぐらいの勉強をしますかの質問に対しては、1時間以上していると回答した小学生は34.6%、中学生は55.8%でともに前回より減少をしております。また、人の役に立ちたいと思っていると回答した小学生については71.4%で前回より増加、中学生は72.1%と前回より減少している結果となっております。以上、報告第40号の説明とさせていただきます。よろしくお開き願います。

◎久保田教育長

報告第40号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

過去、全ての科目で平均以上という年もあったかと思いますが、それと比べてみると若干苦戦しているのかなという感じですが、その原因というか分析は、今すぐではないですが、いつごろ、どのような形で示されるか教えていただきたいと思います。

◎鎌田事務局長

この4月にテスト、調査を行ったあと、各小学校、中学校では、自己採点、そのあと自己分析等を進めておりました。今回の結果で、更にそこが確定しましたので、小学校、中学校ともに、今回、学校便りの中で現状と分析、また、これからの授業改善に役立てていく方策等をお示しをしているところでございます。ホームページにアップしております。以上でございます。

◎久保田教育長

そのコピーをお渡ししてください。

◎新田委員

具体的にどんなような設問だったのでしょうか。

◎鎌田事務局長

中学校の漢字を書くで、問題の概要説明があるのですがけれども、それでいきますと、「のぞく」だとか「よろこぶ」という漢字を書く、文脈に則して漢字を正しく書くというような問題になっているようです。

◎松倉委員

今パソコンがあるからということもあるのでしょうか。

◎久保田教育長

やはり、書くことが大切なのです。

◎新田委員

漢検などは受けるように進めて、取組もしていると思うのですがけれど。

◎久保田教育長

語彙力を高めるため、漢字を書くことができないと読解力もなくなるからということ、漢検を小学6年生と中学生とやっているわけです。

◎鎌田事務局長

設問に、農林水産省のウェブページにある資料の一部から必要な情報を引用し、意見文の下書きにスマート農業の効果を書き加え、自分の考えが伝わる文章になるように根拠を明確にして書くというものがあります。

先ほどの漢字2つについては書けてないということはそんなにかないのかなと思いますので、今の部分が、平均正答率というのでいきますと30.2なのです。北海道が44.5で、全国が46.5という、その結果がかなり低い結果になっている。

◎久保田教育長

ということは、文章表現ができていないということですね、漢字は書けていても。

◎新田委員

この漢字は、結構使いますね。

◎久保田教育長

面接や何かで自分の考え方を書かなければならない。併せて学習時間も全道全国と比較して少ないということもありますので、それらについて学校としてしっかり学びをすること、そして家庭で本人あるいは家族も家庭での生活習慣もしっかりしてもらうこと、それらについて保護者にも伝えるように私からも指示しているところでございます。

◎鎌田事務局長

中学校の学校便りのコピーをお配りしますが、その中でも国語の改善の手立てという部分で、必要な情報を読み取り引用しながら根拠を明確にして書く指導を工夫しますということ、改善に向けて取り組んでいくと書かれております。

◎新田委員

何回も書かないことには慣れないので、小論文は本当に何度も何度も練習してという感じですよ。やはりそういう取組というか機会を増やすことと思います。

◎久保田教育長

自分の意見をしっかり書くため大切だということです。例えば、青少年の自分の夢や希望ですとか、青少年健全育成のつどいで作文を書くなど、また10月には福祉のつどいで福祉の作文を書くなど、中学校の生徒も年4回ぐらい作文を書くなどそういったこともしているのですけれど、作文がしっかりと書けているのかという面も大切になってくると思うのです。

◎鎌田事務局長

今お配りしました小学校の「ふるさと」で、左上に赤い字で講評と書いてあるものが全国学力量学習状況調査の結果でございます。もう1つのほうは、春に毎年実施しております標準学力検査、2年生以上全学年実施する部分での各学年の結果と今後の進め方ということで載せたものでございます。中学校は学力調査の結果ということで今回8月31日付で講評をする予定でございます。

◎久保田教育長

委員さんから質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第40号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第40号令和4年度全国学力・学習状況調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第41号新型コロナウイルス感染症対策のための町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書13ページをお開き願います。本要領の一部改正につきましては、北海道教育委員会の要領の一部改正に伴うもので、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策として厚生労働省において定める入国後の自宅待機期間の変更によるものでございます。14ページの報告第41号関係資料をご覧ください。第2条第4号中の「海外から帰国した職員で帰国後14日間を経過していない」、この部分を「海外から帰国し、厚生労働省が定める入国後の自宅待機期間中である」に改めるものでございます。13ページにお戻りください。この要領につきましては、附則としまして、令和4年8月2日から施行しております。以上、報告第41号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第41号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第41号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第41号新型コロナウイルス感染症対策のための町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第12号令和5年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書採択について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書15ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。教科用図書の検定制により検定された教科用図書のうちから令和5年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書を採択するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規程により、議決を求めるものでございます。内容は別紙のとおりとしまして、16ページの議案第12号別紙をご覧ください。16ページは、令和5年度に使用する小学校用教科用図書についての一覧、17ページは、令和5年度に使用する中学校用教科用図書についての一覧でございます。小中学校それぞれ種目、発行者、教科書名が記載されております。

教科書につきましては、原則4年間同じ教科書を使用しますので、小学校につきましては令和元年度から令和4年度まで、中学校につきましては令和3年度から令和6年度まで同じ教科用図書を使用するものでございます。以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

いただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第12号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第12号令和5年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書採択については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第13号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について)に同意することについて事務局より説明願ひます。

◎鎌田事務局長

議案書19ページをお開き願ひます。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規程により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容につきましてご説明いたします。

議案第13号別紙としまして、20ページの町議会提出議案をご覧ください。まず下段、提案理由に記載のとおり、新十津川町そっち岳スキー場のリフト使用料の還付に関する条件を整備することにより、利用者負担の適正化を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。今回の改正は、リフト使用料の還付に関する条文の追加及び所要の改正を行うものでございます。改正内容は、21ページの議案第13号別紙の新旧対照表をご覧ください。第7条のリフト使用料の還付の条文を追加し、第1項で既に納めた使用料は還付しない。ただし、気象条件によるものは除き、利用者の責めに帰さない理由でリフトを使用することができなくなったとき、その他町長が特別な理由があると認めたときに該当するときは、その全部又は一部を還付することができるものでございます。基本、リフト使用料の還付はいたしません。新型コロナウイルス感染拡大による休場やリフトの故障等による休場する場合もあり得ますので、万一、長期間の休場があった場合に還付することができるように規程を追加するものでございます。なお、長期間休場日数等の基準としましては、30日以上を基準として考えております。これは過去3年間で令和3年度はコロナによる休場が28日間、令和2年度が大雪による休場で3日間、令和元年度はコロナによる休場で23日間ありましたが、その際には使用料については還付をしておりません。それらを鑑み、30日以上を基準として考えてございます。以上、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第13号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第13号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについては、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第14号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書23ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規程により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容についてご説明いたします。議案第14号別紙としまして、24ページから26ページまでの町議会提出議案をご覧ください。

26ページをお開き願います。下段、提案理由に記載のとおり、地方自治法第244条の2第3項の規程により、新十津川町農村環境改善センターの管理を指定管理者に行わせるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。27ページから32ページまでの議案第14号別紙の新旧対照表も併せてご覧ください。今回の改正は、令和4年10月15日にリニューアルオープンする改善センターの管理について、令和5年4月1日から地方自治法第244条の2第3項の規程により、指定管理者に行わせる所要の改正を行うものでございます。主な改正内容は、指定管理者に管理を代行させる旨の条文、第2条の2、及び指定管理者が行う業務を規定する条文、第2条の3を追加、施設の使用に係る事務手続き等の行為者を「町長」から「指定管理者」に変更、指定管理者の収入として収受できるよう「使用料」を地方自治法第244条の2第8項に規定する「利用料金」へ変更するなどございます。25ページ下段をご覧ください。附則でございますが、第1項として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。第2項として、指定管理者の募集など、指定管理者の指定に関する必要な手続きについては、この条例の施行日前から行うことができる「準備行為」という規程を設けております。そのことから、今回、町議会9月定例会への議案提出となっております。以上、議案第14号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第14号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第14号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについては、原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして令和4年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時10分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員